
IOSCO 協力会員諮問委員会 (AMCC) 中間会合等の模様について

2019年12月2日～12月5日

証券監督者国際機構 (IOSCO) 協力会員諮問委員会 (Affiliate Members Consultative Committee: AMCC) の中間会合及び研修セミナーが、12月2日 (月) ～12月5日 (木) の間、スペイン マドリッドにおいて開催された。

IOSCO は、我が国の金融庁や米国証券取引委員会 (SEC) など各国の証券規制当局を中心に構成されている国際組織であり、主に証券規制当局の意見交換の場として機能しているが、より幅広く市場参加者の見識・意見を取り入れ、国際的に調和のとれた包括的な証券市場の規制を維持・発展させていく観点から、本協会のような証券業協会や日本取引所グループなどの各国の自主規制機関等も協力会員としてこの機構に参加している (参考参照)。

主なセッションの概要は、以下のとおり。

- ○ ----- ○ -----
- 1) 開催日 AMCC 中間会合 12月2日 (月) ～12月3日 (火)
 AMCC 研修セミナー 12月4日 (水) ～12月5日 (木)
 - 2) 開催地 スペイン マドリッド
 - 3) 参加者 AMCC 中間会合 60名
 AMCC 研修セミナー 約100名
 - 4) 今回のポイント
 - 今回の中間会合及び研修セミナーにおいては、Fintech、人工知能 (AI) /機械学習 (ML) やサステナブル・ファイナンス、市場の分断、オペレーショナル・レジリエンシー、マーケット・コンダクトベンチマーク改革について議論が行われた。
 - IOSCO の代表理事会では、世界的に長期にわたる低金利を背景として、ハイレバレッジド・ローンに裏付けとした CLO 等が増加していることが指摘され、2019年に重点課題とした5つのリスク※に加えて、2020年の優先順位の高いリスクとして追加したことが紹介された。
※①暗号資産、②人工知能とマシン・ラーニング、③パッシブ運用とインデックス・プロバイダー、④金融商品のデジタル化、⑤市場の分断
 - AMCC のメンバーは IOSCO の各政策委員会等が取り組んでいる案件に効率的に対応していくため、個別案件毎に WG 等を設置し検討していくこととしている。今回、市場の分断に関して AMCC 内に WG を設置し、各法域で発生している事例を集め、改善案などを含む報告書を取りまとめることとなった。また、中間会合を通して、最近の金融取引のデジタル化に伴い発生する新たなリスクについても、引き続き留意する必要があるとの議論が多く聞かれた。その他の重点課題に関してもメンバーの専門性を活かしながら、引き続き効

果的に IOSCO の各政策委員会の議論に貢献していくことが確認された。

- 次回会合は、2020年6月に IOSCO 年次総会と共にドバイ（アラブ首長国連邦）にて開催予定。

1. 協力会員諮問委員会（AMCC）中間会合

◆ AMCC 議長及び副議長による歓迎の辞

- 議長の Karen Wuertz 氏及び副議長の Nandini Sukumar 氏から本会合の参加者とホストである IOSCO 事務局に対して謝辞が述べられた。
- 2019年5月の IOSCO 年次総会における AMCC 会合の議事録及び本中間会合のアジェンダが承認された。
- 次回 AMCC 会合は、2020年6月の IOSCO 年次総会（ドバイ）において開催されることが報告された。
- Global Association of Central Counterparties (CCP12)、Alternative Investment Management Association (AIMA)の2機関が新たに AMCC のメンバーになったことが報告された。



◆ IOSCO のリーダーシップによる課題への取組み

- エマージングリスクに関する委員会（CER）から提出されたリスク・アウトルックについて、2019年10月の代表理事会において優先順位が議論された。市場からのリアクションや IOSCO に対する期待等を勘案し、昨年取り上げた5つのリスクについては未だ実施できていない分野が多く残されていることから、来年にすべて持ち越すとともに、1つ追加し、下記の6つを重点分野とすることとされた。現在、各政策委員会において、代表理事会における優先順位の議論に基づき、来年の作業計画を検討中。AMCC においても、どのように貢献していくか検討してほしい。
 - ① 暗号資産
 - ② 人工知能とマシン・ラーニング
 - ③ パッシブ運用とインデックス・プロバイダー
 - ④ 個人向け金融商品のデジタル化
 - ⑤ 市場の分断
 - ⑥ ハイレバレッジド・ローンを裏付けとした CLO 等の増加（2020年版にて追加）
- 今回追加された「⑥ハイレバレッジド・ローンを裏付けとした CLO 等の増加」の背景と

しては、世界的な低金利の長期化により、債券市場での資金調達が増加し、利回り追求型の投資家による低格付社債への投資が拡大していることが挙げられる。それに伴い、ハイレバレッジド・ローンを裏付けとした CLO の発行も増加しており、最終的なリスクの所在を不明確にさせている。個人投資家も投資信託、ETF、年金基金等を通じて、そのようなリスクにさらされていると考えられ、このような状況で経済が悪化し一旦金利が上昇し始めれば、急激に低格付企業の財務悪化を招き、広範な金融システムに影響を与える可能性がある。これには、IOSCO だけではなく FSB 等も懸念を示している。IOSCO としてはプルーデシヤルの観点からではなく、証券会社のコンダクトの観点から何をすべきか検討しなければならない。

- 2019 年 10 月に開催された代表理事会では新たなテクノロジーがマーケットコンダクトに与える影響やマーケットミスコンダクトの監督の仕方についても議論が行われた。
- 資産運用業に関しては、投資信託や集団投資スキームにおいてレバレッジが使われている目的や状況を調査し、レバレッジが金融の安定化に及ぼす影響をどのように測るかも含め、2019 年内に報告書を公表予定。その後も、モニターを行っていくので、データ収集に関して AMCC にも貢献してもらいたい。
- ETF に関しては、現状の市場分析を行い、2013 年に公表した報告書「ETF の規制に関する原則」のアップデートを 2020 年に行う予定である。
- サステナブルファイナンスについては 2018 年に設置したサステナブル・ファイナンス・ネットワーク (SFN) において、各国当局が規制の観点でどのような取組み（基準やフレームワーク等を含む）を行っているか、また他の国際的な団体・機関によってどのような取組みがなされているか、といった点について調査を実施し、2020 年 2 月、代表理事会に報告書を提出予定。IOSCO としてどう取り組んでいくべきか、またその具体案については、様々な意見があり、2020 年に引き続き検討されることになるだろう。参加者からは、バイサイドとしては、発行体の開示が標準化されておらず、比較できないことが大きな問題となっているとの意見があった。
- フィンテックについては、既にステーブルコインについては報告書を公表した。引き続き FSB 等と連携し動向を注視していく。
- ベンチマークについては、LIBOR が 2022 年から廃止されることが新興国ではあまり認識されていない。特に米ドル LIBOR が広く利用されており、今後大きな問題になり得るため、IOSCO としてはセミナーなどを開いて広く対応を促している。

◆ Fintech、人工知能/機械学習 (AI/ML)

- IOSCO における Fintech に対する取組みとして、2018 年 5 月に設立された Fintech Network の活動を紹介するとともに、暗号資産、ステーブルコイン、ICO をサポートするフレームワークについて説明がなされた。その後、最近の Fintech、人工知能・機械学習 (AI/ML) について、各組織及び法域の取組みについて議論がなされた。

- FINRA は、2018 年 12 月、「Taxonomy-Based Machine-Readable Rulebook（タクソノミベースの機械で読み取り可能なルールブック）」を取りまとめ、パイロットプログラムを実施しているところである。本ルールブックにより、自社に適用される全ての規則について検索できるようになる。大規模な証券会社の中には、業務が容易になることから規制当局による本ルールブックの作成を歓迎している会社がある一方で、既に独自にルールブックの電子化に取り組んでいる会社もある。
- AI/ML 技術は、投資判断やポートフォリオの最適化などの分野で既に利用されている。
- 参加者より、「Fintech を利用した新しいタイプの証券会社が増加しているが、IOSCO はそれらに対するスタンダード又はプリンシプルを公表する予定はあるか。また、AI/ML によって投資者が損害を受けた場合に、いかに投資者を保護するべきか、IOSCO は検討しているか。」との質問があがったが、「IOSCO では規制のガイダンスを定めているが、その中で特定の行為を対象とした規制を定めているわけではない」との回答であった。

◆ サステナブルファイナンス

本パネルディスカッションにおいては、パネリストよりサステナブル・ファイナンスの促進のための取組みや規制上の課題について紹介され、AMCC メンバーと意見交換がなされた。

- ESG の指標について多くの発行体が開示を始めたのは良い傾向ではあるが、現状では比較するのが難しく、またグリーン・ウォッシングや不正販売の懸念もある。そのような課題に対して、各法域で様々な取組みが行われているが、重要度の指標などがそろっていない。IOSCO が透明性などに関する規制又はガイダンスを示し、各国が同様の枠組みを導入することによって、市場間の調和が取れるようになることを期待する。
- IOSCO は 2018 年、サステナブル・ファイナンス・ネットワークを設置し、(1)規制当局や市場参加者によって行われているサステナビリティ関連のイニシアチブのマッピング、(2)規制当局以外の国際的なイニシアチブがあるか、またそれらが証券規制とどう関連しているか、という 2 つのワークストリームにおいて作業を行っている。2019 年 10 月に中間報告書が提出され、2020 年 2 月に最終報告書を公表する予定である。
- 中間報告書では、ESG 情報は投資資産の価格に大いに影響を与える可能性があることやサステナブル投資の構成要素に関する共通の理解が欠如していることなどが示された。規制当局としては、重要情報の開示とリスク管理は重要な要素であると認識するとともに、まずは発行体及び他の金融市場参加者に重要な ESG 関連の問題又はリスクを理解、開示、管理させることから始めるべきである、としている。
- また、EU など一部の当局は、発行体及び他の市場参加者の事業活動及び投資決定が環境又は社会目標にどのように影響するかについて開示するよう規制上の措置を講じている。欧州委員会ではグリーンファイナンスに関するタクソノミーを定め、どのような企業活動がグリーンかについて示している。
- バイサイドとしては透明性やアカウンタビリティの向上が求められており、今やアセッ

トマネージャーは、投資対象の財務上やサステナビリティ・リスクの分析だけではなく、ESGに関するデータの開示不足によるリスクの分析も求められている。

- ▶ グリーンボンド市場は、発行体の業態、地域や発行通貨の多様化が進み発行額も急増している。グリーンボンド原則等を定める ICMA では、グリーンへの移行（トランジション）のためのファイナンスに関する WG や、サステナビリティに関連した金融商品についての WG などを立ちあげ、当該市場の一層の発展に貢献したいと考えている。
- ▶ WFE では、上場会社における開示において、ESG 関連情報をいかに品質が高く比較可能な方法で開示させるかについて検討を行っている。また、2018 年に公表した「サステナビリティ・プリンシプル」は、WFE とそのメンバーがこの分野の推進に正式にコミットしていることを示すものである。

◆ オペレーショナル・レジリエンスとサイバーセキュリティ

- ▶ オペレーショナル・レジリエンス（業務の強靱性）とは、企業、金融市場の仲介業者及び金融システム全体における業務中断リスクを特定・検出し、事業を守り、リスクに対応しながら業務を再開する能力である。本パネルでは、グローバルに今後起こりうる事態とサイバーリスクの観点からのレジリエンスについて議論がなされた。
- ▶ 英国ではサイバーセキュリティ強化のために策定されたフレームワークが定められており、イングランド銀行は、決済システムの安定性を確保するためのサイバー・ストレステストを市場関係者と共に実施している。
- ▶ 英国では 2020 年上期に、英国金融行為監督機構（FCA）、イングランド銀行等からオペレーショナル・レジリエンスに関する市中協議書が公表される見込みである。IOSCO も同時期に外部委託管理についてアップデートする報告書を市中協議に送ることが検討されている。引き続き、IOSCO をはじめグローバルな規制機関と業界が協力していくことが重要であり、今後も市中協議やサーベイなどがあれば AMCC としてもどのようにオペレーショナル・レジリエンスを高めるか知恵を出し合っていくべきである。
- ▶ オペレーショナル・レジリエンスを強化するために金融セクターに設けられてきた個々の対策（サイバー対策、BCP、外部委託先管理、ストレステスト等）は、相互に関連付けて検討していくことが重要である。
- ▶ 2019 年 10 月、GFMA と国際金融協会（IIF）は金融機関のオペレーショナル・レジリエンスのレベルを継続的に改善及び強化する方法に関する原則を公表した。本原則では、オペレーショナル・レジリエンスを事業の最優先事項とし、会社全体で取組む必要があるとともに、訓練ではリアルタイムで復旧目標が達成可能かテストを行い、データ等の収集結果の分析に十分資源を割くことが重要であるとしている。
- ▶ AMCC のサイバー・レジリエンス・タスク・フォースにおいて実施した「グローバル・サイバー・セキュリティ・サーベイ（2019 年）」の結果（暫定版）が紹介された。本サーベイでは、15 の法域から 113 のアセットマネージャーによる回答があった。最高情報

セキュリティ責任者（CISO）を設置している会社が 33%に留まっていることや各法域のサイバーセキュリティ対策の実例等が報告されている。

- サイバー攻撃の数は増加する一方で、対策には多額のコストが必要である。サイバー攻撃を防ぐためのトレーニングコストがサイバー攻撃発生時のコストより低いことが実証されれば、金融機関はサイバー攻撃を防ぐためのトレーニングに積極的に取り組むであろうとの意見があった。

◆ マーケットコンダクト

- マーケット・ミスコンダクトとは各法域の規制や、市場の失敗に対処するために存在している金融市場規制の原則や目的と整合性がとれていない行為を指す。ミスコンダクトが発生すれば、ホールセール市場及びリテール市場の効率的な機能を阻害し、資金調達や投資、リスクマネジメントのために市場を利用しようとする投資家のマインドにも悪影響を及ぼす。また、システミックリスクを引き起こす可能性もあるため、規制当局が常に配慮していくべき問題である。
- ミスコンダクトの原因としては、市場構造に問題がある場合や市場慣行に対する理解が乏しいため適切に実行できていない場合、内部統制が十分に機能していない場合、バイサイド・セルサイド・エンドユーザーによる市場規律への対応が十分ではない場合等が挙げられる。
- ミスコンダクトの問題に対処するための方法としては、IOSCO や FSB が報告書等を通じて市場関係者に注意喚起を行う「国際的なアプローチ」と、各国規制当局による責任の明確化、研修制度の導入、市場監視の強化、内部告発者制度の整備等、「国内的なアプローチ」がある。
- 昨今の世界的な超低金利環境とデジタル化等の技術革新によって、これまでになかったミスコンダクトが発生する可能性があるため、規制当局はその点も常に考慮していくべきである。
- AMCC メンバーからは、市場参加者のプロフェッショナリズムの向上によって、各々が自身に適した金融商品を選ぶことができるようになるといった意見や、プラットフォームが自動化し、スマートフォン等でも金融商品が売買できるようになった一方で、人間同士による、1対1の金融商品に関するアドバイスへの需要は引き続き存在するだろう、といった意見が出された。

◆ AMCC 市場分断ワーキンググループにおける最近の取組み

- IOSCO では、2019年6月に報告書「市場分断とクロスボーダー規制」を公表した。本報告書では、市場分断の5つの例が示された。課題を当局間で理解し合うため、IOSCO の地域委員会において見解を共有している。規制導入に際しては、特にクロスボーダー取引に関し、各法域間で規制を尊重しあうことが重要であり、IOSCO ではそのプロセスを

明確化している。

- AMCC には、証拠に基づいた事例の提供が求められている。規制順守のための移行コストは避けられないが、市場の構造や非効率性、市場間の摩擦に伴うコストの有無を注視しなければならない。
- GFMA より、市場の分断フォローアップグループ (FUG) に対して定期的に報告書を提出するため、WG の設置とそのスケジュールについて提案があった。2020 年 1 月までに AMCC メンバーから具体的な市場の分断事例やデータを募集し、7 月までに FUG に報告書を提出する予定。
- 本提案に対して、CFA からは、メンバー向けにサーベイを実施して協力したいとの申し出があった。IOSCO 事務局長からは、事例の列挙に留まらず、それらが投資者保護等 IOSCO の主要な目的に照らしてどのような悪影響があるのか、また IOSCO としてどう対応していくべきかといった政策提案を含むべきであるとの発言があった。今後、GFMA が中心となって、AMCC 内に WG を設置し、メンバーと事例を募ることとなった。
- Brexit 問題については 2020 年中頃までには最終的な状況が判明することになるが、特に CCP や取引所に関しては市場分断の可能性を秘めているので懸念材料となっている。
- IOSCO では、BIS 決済・市場インフラ委員会(CPMI)や欧州委員会(EC)にも FUG への協力を要請している。
- IOSCO では現在、2 つのデータベースを立ち上げている。1 つは法域間の規制の相違と同等性に関するもので、もう 1 つは法執行とは関係のない MMOU 等を監視するものである。

◆ ベンチマーク改革

- ベンチマーク改革に関連して 2021 年末までに業界が直面する課題に対処するために利用可能なツールや IOSCO の最近の取組みについて議論が行われた。
- ベンチマーク問題に関して、IOSCO ではコミュニケーション・アウトリーチ・プログラムが実施されている。本プログラムの目的は 2021 年末に公表停止予定の LIBOR からの移行に関して、市場参加者の認識を高め、理解を促進することである。今後の IOSCO 会合やトレーニングプログラムを開催する際には、重要課題として取り上げる。また、アップデート等があれば、ウェブサイト等を通じて関係者向けに周知を図る。さらに、FSB とも連携を取りながら作業を進めていく。
- RFR (リスク・フリー・レート) は LIBOR に代わる頑強な代替指標であり、既存・新規を問わず契約書にフォールバック条項を入れることは最優先課題であることをステークホルダーに認知してもらう必要がある。公表停止まで 2 年しかないことを考えると、市場参加者は速やかに準備を進めなければならない。新興国の中には米ドル LIBOR を参照している取引が多くあるにも関わらず、LIBOR 廃止についての認知度が低い法域もあり、引き続き働きかけていきたい。

- ISDA では、現在、店頭デリバティブ取引のマスター契約にフォールバック条項を加える作業を行っている。
- LIBOR を参照している契約の 80% はデリバティブに関するものであり、デリバティブ市場参加者の認知度は高まっているものの、その他、債券、法人向け融資、シンジケートローン等の取引についても、個別に対応を検討しなければならない。そのような取引のエンドユーザーとは理解度のギャップが大きく、その点が今後の課題である。

2. 協力会員諮問委員会 (AMCC) 研修セミナー

◆ IOSCO の優先課題と IOSCO 原則の重要性

- IOSCO では、3つの目的（投資家保護、公正で効率的な透明性のある市場の形成、システムリスクの軽減）を掲げ、5つの分野（資本市場の構造的レジリエンシー、データと情報の共有、新たな視点からの投資家保護、市場の発展、フィンテック）に重点を置いて、5つのワークプラン（仮想通貨、人工知能・機械学習 (AI/ML)、市場分断、アセットマネジメントに関する問題、デジタルイゼーション）に取り組んでいる。2020年のリスクとしては、ハイレバレッジドローンを裏付けとした CLO の増加も追加されている。



◆ 新興技術によりもたらされる課題に係る投資家の保護

- 技術進展は投資助言葉に変革をもたらしたが、規制当局にはソーシャルメディアやオンラインでのコミュニケーションといった新たな事象に目を配り、投資家保護に努めることが求められる。

◆ オペレーショナル・レジリエンスとサイバーセキュリティ

- オペレーション上の問題は金融制度を不安定にし、企業や金融市場インフラの存続可能性を脅かし、最終的には市場参加者にとって有害なものとなるため、サイバーセキュリティリスクを含め、規制当局と金融機関による効果的なオペレーショナル・レジリエンスの枠組みが重要となる。

◆ 新興市場と新たな機会

- 新興市場は米国市場との相関性が低いため、ポートフォリオを分散化したい米国の投資家

は新興市場への投資を積極的に行っている。

- ▶ しかし、新興市場の株式市場の流動性は高いとは言えず、例えば、コロンビアでは株式の取引高は国債の取引高の10分の1程度に留まっている。
- ▶ マドリッド証券取引所（BME）は新興市場と協力し、テクノロジーを活用しながら新興市場活性化に取り組んでいる。

◆ デリバティブの基礎と関連規制フレームワーク

- ▶ デリバティブはリスクヘッジの手段として有効であり、資産の価格変動の範囲を安定させたいと考える当事者間の契約により取引が行われるが、原資産の価格変動によりその価値が決定する。
- ▶ 金融危機の経験を踏まえて、2009年、G20は店頭デリバティブ改革に乗り出すことに合意した。

◆ 執行

- ▶ 効果的に規制を実施するにあたって、法律・規則の執行は重要な役割を果たすが、IOSCOのMMOU（多国間情報交換枠組み）やEMMOU（MMOUの強化版）といった公式なものから非公式なものまで、監督当局間のクロスボーダーの協力は必要不可欠である。

◆ Fintech

- ▶ Fintechの活用事例として、規制当局においても、監視業務やコンプライアンス遵守状況の確認業務で機械学習（ML）や分散型台帳技術（DLT）を用いてデータ分析を行う等、最新のテクノロジーを業務に役立てているケースが見られる。

◆ 今後の金融ベンチマーク

- ▶ システム上重要なベンチマークが健全に機能することは、金融市場と世界経済の発展に必要な不可欠であるが、2021年末に公表停止予定のIBORsからRFR（リスク・フリー・レート）への移行にあたっては、各々のベンチマークが持つ特性の違いが金融市場に与える影響を理解し、フォールバック条項を適切に設けることが重要である。また、EUベンチマーク規制が域内のみならず域外に与える影響も注視していかなければならない。

◆ 金融サービスの新時代における倫理と革新

- ▶ 金融サービスの提供がマルチチャネル化し、これまでになかった金融商品が開発されることで、企業倫理・行動規範の問題はより一層複雑な問題となっている。

以 上

プログラム

12月2日(月) 協力会員諮問委員会 (AMCC) 中間会合 (1日目)

- 9:00 - 9:15 1. AMCC 議長及び副議長による歓迎の辞
- Ms. Karen Wuertz, AMCC 議長 & SVP, 全米先物協会 (NFA)
 - Ms. Nandini Sukumar, AMCC 副議長 & CEO, 国際取引所連合 (WFE)
- AMCC 2019 年次会合の議事録の承認
- プログラムの採択
- 新規 AMCC メンバーの紹介
- Global Association of Central Counterparties (CCP12)
 - Alternative Investment Management Association (AIMA)
- AMCC イブニングイベントについて
- マドリッド証券取引所(BME)
- 9:15 - 11:30 2. IOSCO リーダーシップによる AMCC の戦略的計画セッション
- Mr. Paul Andrews
 - Mr. Tajinder Singh
- 11:30 - 12:00 3. Fintech、人工知能 (AI)、機械学習 (ML)
- Mr. Damien Shanahan, Senior Advisory and Head of Emerging Regulatory Issues, IOSCO
 - Mr. Kris Nathanail-Brighton, Policy Advisor, Emerging Regulatory Issues, IOSCO
- 13:30 - 14:30 4. サステナブルファイナンス
- Ms. Nandini Sukumar, AMCC 副議長 & CEO, 国際取引所連合 (WFE)
 - Ms. Kenix Lee, Senior Economist, Researcher, 国際取引所連合 (WFE)
 - Ms. Teresa Rodríguez Arias, Department of International Affairs, スペイン証券取引委員会 (CNMV)
 - Mr. Federico Cupelli, Senior Regulatory Policy Officer, 欧州投信投資顧問業協会 (EFAMA)
 - Ms. Berit Lindholdt-Lauridsen, Director, Market Practice and Regulatory Policy, 国際資本市場協会 (ICMA)
- 14:30 - 15:30 5. オペレーショナル・レジリエンスとサイバーセキュリティ
- オペレーショナル・レジリエンス：オペレーショナル・レジリエンスの説明
- Ms. Allison Parent, Executive Director, グローバル金融市場協会 (GFMA)
- サイバー・レジリエンスに関する AMCC タスクフォースの取組み
- Mr. Peter Salmon, Senior Director, Technology & Cybersecurity, ICI Global
- 15:45 - 16:45 6. マーケットコンダクト
- Mr. Tajinder Singh, IOSCO 事務局次長

16:45 - 17:00 コミットメントと成果の概要

- Ms. Karen Wuertz, AMCC 議長 & SVP, 全米先物協会 (NFA) AMCC 代表 (全米先物協会 (NFA))
- Ms. Nandini Sukumar, AMCC 副議長 & CEO, 国際取引所連合 (WFE)

12月3日(火) 協力会員諮問委員会 (AMCC) 中間会合 (2日目)

9:00 - 9:45 7. AMCC 市場分断ワーキンググループにおける最近の取組み

- Mr. Kris Nathanail-Brighton, Policy Advisor, Emerging Regulatory Issues, IOSCO
- Ms. Allison Parent, Executive Director, グローバル金融市場協会 (GFMA)

9:45 - 11:30 8. IOSCO ポリシー作業に関する最近の取組み

●C2 (流通市場)

- Mr. Andrew Kriegler, President and Chief Executive Officer, IIROC

●C3 (市場仲介者)

- Ms. Gloria Dalton, Senior Director, Head of International, 米国金融取引業規制機構 (FINRA)

- Mr. Andrew Kriegler, President and Chief Executive Officer, IIROC

●C5 (投資マネジメント)

- Mr. Damien Shanahan, Senior Advisory and Head of Emerging Regulatory Issues, IOSCO

●C7 (デリバティブ)

- Ms. Jennifer Levin, Manager, OTC Derivatives, 全米先物協会 (NFA)

●C8 (リテール投資家)

- Ms. Gloria Dalton, Senior Director, Head of International, 米国金融取引業規制機構 (FINRA)

- 日本証券業協会 国際規制調査室長 浅倉 真理

- Mr. Noel Maye, CEO, Financial Planning Standards Board Ltd.

11:30 - 11:45 9. ベンチマーク改革

- Ms. Jennifer Levin, Manager, OTC Derivatives, 全米先物協会 (NFA)

- Mr. Benoît Gourisse, Senior Director, European Policy, 国際スワップ・デリバティブズ協会 (ISDA)

11:45 - 12:00 コミットメント及び成果の概要

- Ms. Karen Wuertz, AMCC 議長 & SVP, 全米先物協会 (NFA)
- Ms. Nandini Sukumar, AMCC 副議長 & CEO, 国際取引所連合 (WFE)

12月4日（水）協力会員諮問委員会（AMCC）研修セミナー（1日目）

- 9:00 - 9:15 AMCC 議長、主催機関からの開会挨拶
- Ms. Karen Wuertz, AMCC 議長 & SVP, 全米先物協会（NFA）
 - Ms. Nandini Sukumar, AMCC 副議長 & CEO, 国際取引所連合（WFE）
 - Mr. Paul Andrews, IOSCO 事務局長
- 9:15 - 9:45 IOSCO の優先課題と IOSCO 原則の重要性
- Mr. Paul Andrews, IOSCO 事務局長
- 9:45 - 11:15 新興技術によりもたらされる課題に関する投資家保護
- Ms. Karen Wuertz, AMCC 議長 & SVP, 全米先物協会（NFA）
 - Mr. Andrew J. Kriegler, President and Chief Executive Officer, カナダ投資産業規制機関（IIROC）
 - Mr. Noel Maye, CEO, Financial Planning Standards Board, Ltd.
 - Ms. Gloria Dalton, Senior Director, Head of International, 米国金融取引業規制機構（FINRA）
- 11:30 - 13:00 オペレーショナル・レジリエンスとサイバーセキュリティ
- Mr. Peter Salmon, Chair of AMCC WG on Investment Management Cybersecurity and Senior Director, Technology & Cybersecurity, 米国投資会社協会（ICI）
 - Mr. Mark Morrison SVP and Chief Security Officer, オブション・クリアリング・コーポレーション（OCC）
 - Ms. Allison Parent, Executive Director, グローバル金融市場協会（GFMA）
- 14:00 - 15:30 新興市場と新たな機会
- Ms. Nandini Sukumar, AMCC 副議長 & CEO, 国際取引所連合（WFE）
 - Ms. Berta Ares, Managing Director, Executive Committee Member of BME
 - Mr. Michel Janna Gandur, President, AMV Colombia
 - Ms. Bill Brodsky, Chairman, Cedar Street Asset Management
- 15:45 - 17:15 デリバティブの基礎と関連規制フレームワーク
- Ms. Jennifer Levin, Manager, OTC Derivatives, 全米先物協会（NFA）
 - Mr. Benoît Gourisse, Senior Director, European Policy, 国際スワップ・デリバティブズ協会（ISDA）
 - Mr. Jasper Livingsmith, Director, Head of G7 Portfolio Management, Treasury, 欧州復興開発銀行（EBRD）
 - Mr. Richard Metcalfe, Head, Regulatory Affairs, 国際取引所連合（WFE）
 - Mr. Gabriel Porto, Specialist, Regulatory Studies, ブラジル金融資本市場協会（ANBIMA）

12月5日(木) 協力会員諮問委員会 (AMCC) 研修セミナー (2日目)

9:00 - 10:30 執行

- Mr. Andrew J. Kriegler, President and Chief Executive Officer, カナダ投資産業規制機関 (IIROC)
- Mr. Luiz Felipe Amaral Calabró, Executive Manager – Chief of Legal Department, BM&F BOVESPA Market Supervision
- Ms. Anne Cosserrat, Manager, Law & International/Enforcement and Market Oversight Division, 金融行動監視機構 (FCA)
- Mr. Christopher D' Cotta, Associate Director, Enforcement, ドバイ金融サービス機構 (DFSA)

10:45 - 12:15 Fintech

- Mr. Dinesh Soni, SVP, Regulatory, インド国立証券取引所 (NSE)
- Mr. Christian Huurman, Supervisor, Capital Markets Supervision, オランダ金融市場庁 (AFM)
- Ms. Jennifer Peve, Managing Director Business Development, Depository Trust and Clearing Corporation
- Mr. Andrew Vrabel, Executive Director and Global Head of Investigations, シカゴ・マーカントイル取引所 (CME)

13:15 - 14:45 今後の金融ベンチマーク

- Mr. Richard Sandilands, Senior Counsel Europe, 国際スワップ・デリバティブズ協会 (ISDA)
- Ms. Clare Dawson, CEO, ローン市場協会 (LMA)
- Ms. Agathi Pafili, Senior Regulatory Policy Advisor, 欧州投信・投資顧問業協会顧問業協会 (EFAMA)
- Mr. Randy Priem, Supervision of Market Operators, Clearing and Settlement, ベルギー金融サービス市場局 (FSMA)

15:00 - 16:30 金融サービスの新時代における倫理と革新

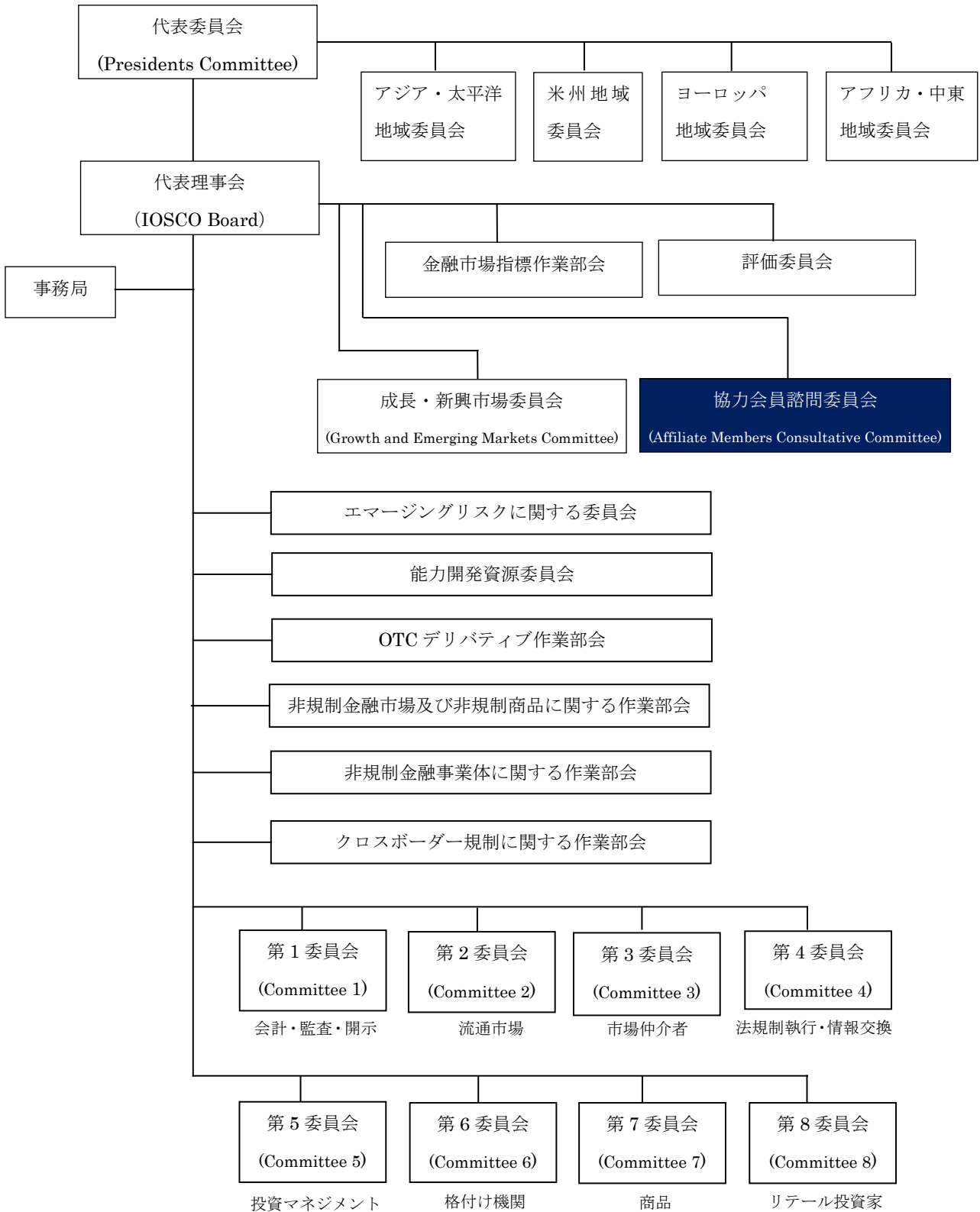
- Ms. Josina Kamerling, Head Regulatory Outreach, CFA 協会

16:30 - 17:00 ラップアップセッション

IOSCO/AMCC の概要

会議名	証券監督者国際機構／協力会員諮問委員会 (IOSCO : International Organization of Securities Commissions) (AMCC : Affiliate Members Consultative Committee)
IOSCO の 設立目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 投資家を保護し、公正かつ効率的で透明性の高い市場を維持し、システムミックリスクに対処することを目的として、国際的に認識され、一貫した規制・監督・執行に関する基準の適切な遵守を確保し促進するために、協力すること 2. 公正行為に対する法執行や、市場・市場仲介者への監督に関する強化された情報交換・協力を通じて、投資家保護を強化し、証券市場の公正性に対する投資家の信頼を高めること 3. 市場の発展への支援、市場インフラストラクチャーの強化、適切な規制の実施のために、国際的に、また地域内で、各々の経験に関する情報を交換すること
IOSCO の 設立時期	1974年に設立された米州証券監督者協会を母体とし、1980年代以降に欧州・アジア諸国の機関が加盟。1986年のパリ総会において、現在の証券監督者国際機構という名称に改められた。
IOSCO の メンバー	IOSCOのメンバーには、正会員 (Ordinary Member)、準会員 (Associate Member)、協力会員 (Affiliate Member) の区分がある。我が国からは、金融庁、経済産業省及び農林水産省が正会員として、証券取引等監視委員会が準会員として、日本証券業協会及び日本取引所グループ/日本取引所自主規制法人が協力会員として、それぞれ加盟している。
組織	次葉のとおり。
AMCC の 活動	<p>本協会が加入する協力会員諮問委員会 (AMCC) は、1989年に事務局長のイニシアティブにより設置された自主規制機関諮問委員会 (SROCC) が、協力会員の属性の多様化に伴い、2013年9月に名称変更されたものである。AMCCの機能としては、協力会員相互間の情報交換のほか、協力会員としてIOSCOに参加している自主規制機関 (SRO) の知見及び意見をIOSCOの政策委員会の議論に反映させ、グローバルな規制環境の適正な整備に資することが主要なものとなっている。同委員会の会合は通常年2回 (IOSCO年次総会時の会合及び中間会合) 開催されている。現在同委員会には約60の機関が加入している。</p> <p>2006～2012年の間、本協会が旧SROCCの議長を務めた。現在は、全米先物協会 (NFA) の Senior Vice-President である Ms. Karen Wuertz 氏が議長を努めている。</p>
市場関係者 との対話	IOSCOでは、民間セクターとの対話拡充を目的に、市場関係者との会合も年1～2回開催している。

IOSCO の組織



開催実績・予定

	IOSCO 年次総会	AMCC (SROCC) 中間会合及び研修セミナー	
2006年	香港(6月)	スペイン マドリッド(11月)	中間会合のみ
2007年	インド ムンバイ(4月)	東京(11月)	中間会合のみ
2008年	フランス パリ(6月)	米国 ワシントン(12月)	第1回研修セミナー
2009年	イスラエル テルアビブ(6月)	英国 ロンドン(2010年1月)	第2回研修セミナー
2010年	カナダ モントリオール(6月)	ブラジル リオデジャネイロ(11月)	第3回研修セミナー
2011年	南アフリカ ケープタウン(4月)	台湾 台北(10月)	第4回研修セミナー
2012年	中国 北京(5月)	トルコ イスタンブール(11月)	第5回研修セミナー
2013年	ルクセンブルグ(9月)	カナダ トロント(5月)	第6回研修セミナー
2014年	ブラジル リオデジャネイロ(9月)	東京(4月)	第7回研修セミナー
2015年	イギリス ロンドン(6月)	スイス チューリッヒ(10月)	第8回研修セミナー
2016年	ペルー リマ(5月)	米国 シカゴ(9月)	第9回研修セミナー
2017年	ジャマイカ モンテゴ・ベイ(5月)	インド ムンバイ(9月)	第10回研修セミナー
2018年	ハンガリー ブダペスト(5月)	英国 ロンドン(10月)	第11回研修セミナー
2019年	オーストラリア シドニー(5月)	スペイン マドリッド(12月)	第12回研修セミナー
2020年	アラブ首長国連邦 ドバイ(6月)	未定	第13回研修セミナー